

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第31項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アバディーン・ジャパン株式会社 代表取締役社長 矢島 健
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ9階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和3年10月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アマダ
証券コード	6113
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	アバディーン・ジャパン株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ9階
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・ジャパン株式会社 業務部 星川 光之
電話番号	03-4578-2240

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・（アジア）・リミテッド (Aberdeen Standard Investments (Asia) Limited)
住所又は本店所在地	21 チャーチストリート #01-01 キャピタルスクエア2 シンガポール 049480 (21 Church street, #01-01 Capital Square Two, Singapore 049480)
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・ジャパン株式会社 業務部 星川 光之
電話番号	03-4578-2240

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド (Aberdeen Asset Managers Limited)
住所又は本店所在地	英国 スコットランド AB10 1YG アバディーン市 クイーンズテラス10番 (10 Queen's Terrace Aberdeen AB10 1YG Scotland United Kingdom)
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・ジャパン株式会社 業務部 星川 光之
電話番号	03-4578-2240

4【提出者(大量保有者)/4】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	アバディーン・アセット・インベストメンツ・リミテッド (Aberdeen Asset Investments Limited)
住所又は本店所在地	英国 ロンドン EC4M 9HH プレッドストリート ボウベルズ ハウス (Bow Bells House, Bread Street, London, EC4M 9HH, United Kingdom)
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・ジャパン株式会社 業務部 星川 光之
電話番号	03-4578-2240

5【提出者(大量保有者)/5】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1 (1 George Street, Edinburgh, EH2 2LL Scotland, United Kingdom)
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・ジャパン株式会社 業務部 星川 光之
電話番号	03-4578-2240

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書(2)
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年9月30日
訂正箇所	<訂正> 令和3年10月7日に提出いたしました変更報告書(2)の記載事項の一部(下記参照)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。 なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。

表紙

< 訂正前 >

変更報告書提出事由 提出者1の本店所在地変更
株券等保有割合の1%以上の減少

< 訂正後 >

変更報告書提出事由 提出者1の商号変更のため
株券等保有割合の1%以上の減少

第2 提出者に関する事項

1 提出者（大量保有者） / 1

< 訂正前 >

(1) 提出者の概要
提出者（大量保有者）

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	アバディーン・ジャパン株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ9階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

< 訂正後 >

(1) 提出者の概要
提出者（大量保有者）

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	アバディーン・ジャパン株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ9階
旧氏名又は名称	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社
旧住所又は本店所在地	

4 提出者（大量保有者） / 4

< 訂正前 >

(2) 保有目的

該当事項なし

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券 等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			

株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q <u>0</u>
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		<u>0</u>
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

<訂正後>

(2) 保有目的

純投資(ファンド運用)

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			<u>800</u>
新株予約権証券又は新投資口予約権証券 等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q <u>800</u>
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		<u>800</u>
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

第4 提出者及び共同保有者に関する総括表

<訂正前>

1 提出者及び共同保有者

(1) アバディーン・ジャパン株式会社

(2) アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・(アジア)・リミテッド

(Aberdeen Standard Investments (Asia) Limited)

(3) アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド

(Aberdeen Asset Managers Limited)

<訂正後>

1 提出者及び共同保有者

(1) アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社

(2) アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・(アジア)・リミテッド

(Aberdeen Standard Investments (Asia) Limited)

(3) アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド

(Aberdeen Asset Managers Limited)

(4) アバディーン・アセット・インベストメンツ・リミテッド

(Aberdeen Asset Investments Limited)

<訂正前>

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

(1) 保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			18,379,091
新株予約権証券又は新投資口予約権証券 等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 18,379,091
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		18,379,091
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(3) 共同保有における株券等保有割合の内訳

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数 (総数) (株・口)	株券等保有 割合(%)
アバディーン・ジャパン株式会社	16,822,491	4.68
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・(アジア)・リミテッド (Aberdeen Standard Investments (Asia) Limited)	1,554,200	0.43
アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド (Aberdeen Asset Managers Limited)	2,400	0.00
合計	<u>18,379,091</u>	5.12

<訂正後>

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

(1) 保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			<u>18,379,891</u>
新株予約権証券又は新投資口予約権証券 等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q <u>18,379,891</u>
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		<u>18,379,891</u>
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(3) 共同保有における株券等保有割合の内訳

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数 (総数) (株・口)	株券等保有 割合(%)
アバディーン・ジャパン株式会社	16,822,491	4.68
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・(アジア)・リミテッド (Aberdeen Standard Investments (Asia) Limited)	1,554,200	0.43
アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド (Aberdeen Asset Managers Limited)	2,400	0.00
アバディーン・アセット・インベストメンツ・リミテッド (Aberdeen Asset Investments Limited)	800	0.00
合計	18,379,891	5.12